

死亡保障だけじゃない！ 生活や仕事に支障をきたす所定の状態を



毎年の年金でサポートする

変化する人生に、
進化する保険を。

保険王 プラス **plus**

マイサポートプラン

新登場！

朝日生命保険相互会社（社長 佐藤 美樹）は、平成23年4月4日より、「**保険王プラス**」に「**特定生活障害年金保険**」を付加した「**保険王プラス マイサポートプラン**」を発売いたします。

平成22年4月に「**保険王**」をリニューアルして発売した「**保険王プラス**」は、発売以来大変ご好評をいただいております。

今回、この「**保険王プラス**」の新たな保障契約として「**特定生活障害年金保険**」が加わり、さらに魅力的な保障プランをご選択いただけるようになりました！

「**特定生活障害年金保険**」は死亡・高度障害状態に加えて、**生活や仕事に支障をきたす所定の状態**も保障する、画期的な商品です。また、支払事由に該当した年から、お客様があらかじめ設定された年齢まで毎年年金をお受け取りいただけるため、定年やお子様の独立までなど、お客様の生活設計に合わせたプランでご加入いただけます。

進化する保険「**保険王プラス**」はこれからも進化し続けます。

「特定生活障害年金保険」の特長

- ☆死亡・高度障害状態だけでなく、「特定生活障害状態」になったときにも年金をお受け取りいただけます！
- ☆年金は支払事由に該当した年から、お客様があらかじめ設定された年齢まで毎年お受け取りいただけます！
- ☆保険期間満了時まで年金の支払事由に該当されなかった場合、お祝金を受け取りいただけます！

「5年ごと利差配当付 特定生活障害年金保険」

1. 開発の背景

晩婚化や少子化が進む現在、多くのお客様が「ご自身が亡くなったときのご家族の生活」だけでなく、「ご自身が病気やケガで働けなくなってしまったときのご自身およびご家族の生活」に対して不安を抱えています。

そこで、こうした不安に対し、「もしものときのために十分な生活費を確保したい」というニーズにお応えするため、「特定生活障害年金保険」を開発いたしました。

病気やケガに対する不安の内容

障害等により 就労不能となる	41.5%
後遺症や 障害が残る	39.0%
治療の長期化で 収入が途絶える	38.4%

生命保険文化センター

「平成 22 年度 生活保障に関する調査」
(30代・40代)

就労不能となった場合の生活資金への
経済的備えに対する不安感

少し不安	35.0%
非常に不安	51.9%
合計	86.9%

生命保険文化センター

「平成 22 年度 生活保障に関する調査」
(30代・40代。世帯主(独身含む)が
就労不能となった場合)

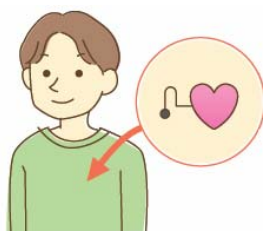
「特定生活障害年金保険」は死亡・高度障害状態だけでなく、特定生活障害状態になったときにも毎年年金をお支払いする商品です。「特定生活障害状態」は「その状態になると、生活や仕事に支障をきたして収入が減少するかもしれない」という状態を保障することをコンセプトに開発しており、お客様のニーズにお応えできるものと考えております。

特定生活障害年金をお支払いする5つの状態（特定生活障害状態）のイメージ

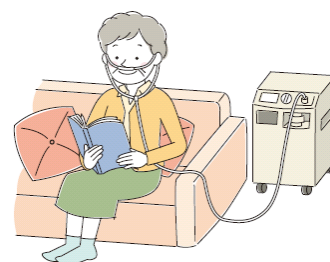
不慮の事故による
身体障害



人工臓器



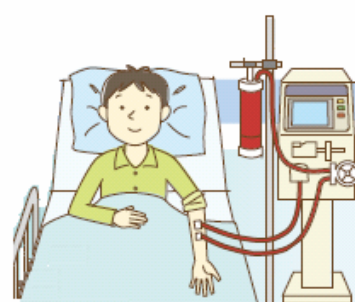
在宅酸素療法



臓器移植



人工透析療法



※「特定生活障害状態」は朝日生命の約款に基づく当社独自の基準です。

2. 特長

(1) 所定の生活障害状態もサポート

死亡・高度障害状態だけでなく、**生活や仕事に支障をきたす所定の状態（特定生活障害状態）になったときにも**年金をお受け取りいただけます。

「健康なときのように働けない…」、そんなときでも**減ってしまった収入をサポート**するので安心です！

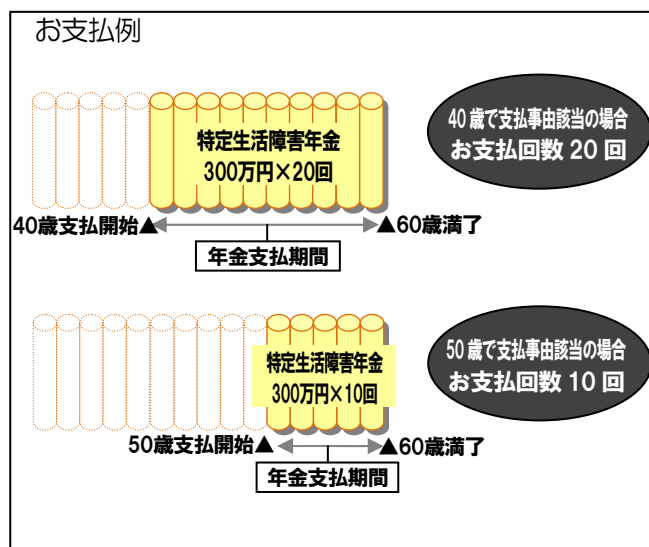
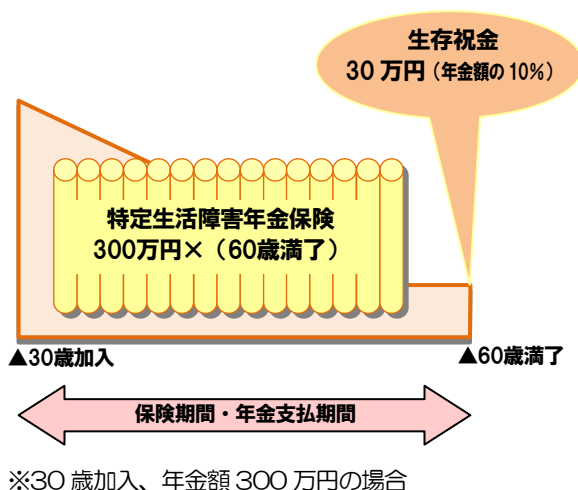
(2) 合理的な保障額

支払事由に該当した年から、お客様があらかじめ設定された年齢まで毎年年金をお受け取りいただけますので、定年やお子様の独立まで等、**お客様の生活設計に合わせたものときの「収入保障」**としてお役立ていただけます。

(3) 満了時のお祝い金（年金のお支払いが無い場合）

保険期間満了時まで年金の支払事由に該当されなかった場合、年金額の10%を生存祝金としてお受け取りいただけます。

《仕組図》



3. 給付内容

	支払事由	支払金額										
特定生活障害年金	《第1回年金》 以下の①～⑤の特定生活障害状態のいずれかに該当したとき <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">①身体障害</td> <td>不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったもの</td> </tr> <tr> <td>②臓器移植</td> <td>所定の臓器移植術（心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸）を受けたもの</td> </tr> <tr> <td>③人工臓器</td> <td>永久的人工臓器（脳ペースメーカー、心臓ペースメーカー、人工膀胱、人工肛門）の装着・造設を受けたもの</td> </tr> <tr> <td>④人工透析療法</td> <td>慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始したもの</td> </tr> <tr> <td>⑤在宅酸素療法</td> <td>慢性呼吸不全により永続的な在宅酸素療法を開始し、その開始日からその日を含めて180日継続したもの</td> </tr> </table>	①身体障害	不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったもの	②臓器移植	所定の臓器移植術（心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸）を受けたもの	③人工臓器	永久的人工臓器（脳ペースメーカー、心臓ペースメーカー、人工膀胱、人工肛門）の装着・造設を受けたもの	④人工透析療法	慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始したもの	⑤在宅酸素療法	慢性呼吸不全により永続的な在宅酸素療法を開始し、その開始日からその日を含めて180日継続したもの	《第1回年金》 第1回年金額 《第2回以後の年金》 第1回年金額と同額 ※最低5回保証
	①身体障害	不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったもの										
②臓器移植	所定の臓器移植術（心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸）を受けたもの											
③人工臓器	永久的人工臓器（脳ペースメーカー、心臓ペースメーカー、人工膀胱、人工肛門）の装着・造設を受けたもの											
④人工透析療法	慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始したもの											
⑤在宅酸素療法	慢性呼吸不全により永続的な在宅酸素療法を開始し、その開始日からその日を含めて180日継続したもの											
死亡年金	《第1回年金》 死亡したとき 《第2回以後の年金》 第1回年金が支払われた場合で、年金支払期間中の所定の年金支払日が到来したとき											
高度障害年金	《第1回年金》 所定の高度障害状態になったとき 《第2回以後の年金》 第1回年金が支払われた場合で、年金支払期間中の所定の年金支払日が到来したとき											
生存祝金	保険期間満了時に生存していたとき （高度障害年金または特定生活障害年金の支払事由に該当した場合を除く）	第1回年金額 ×10%										

※年金支払期間は、保険期間と同一となります。したがって、ご加入後の経過年数とともに、受取回数および受取総額は減少します（最低5回保証）。

※特定生活障害年金、死亡年金、高度障害年金は重複してお支払いしません。

4. 契約年齢範囲

25～55 歳

5. 保険期間

10～22 年（1年きざみ）、50～65 歳（5歳きざみ）

6. 保険料例

年金額 300 万円、月払口座 単位：円

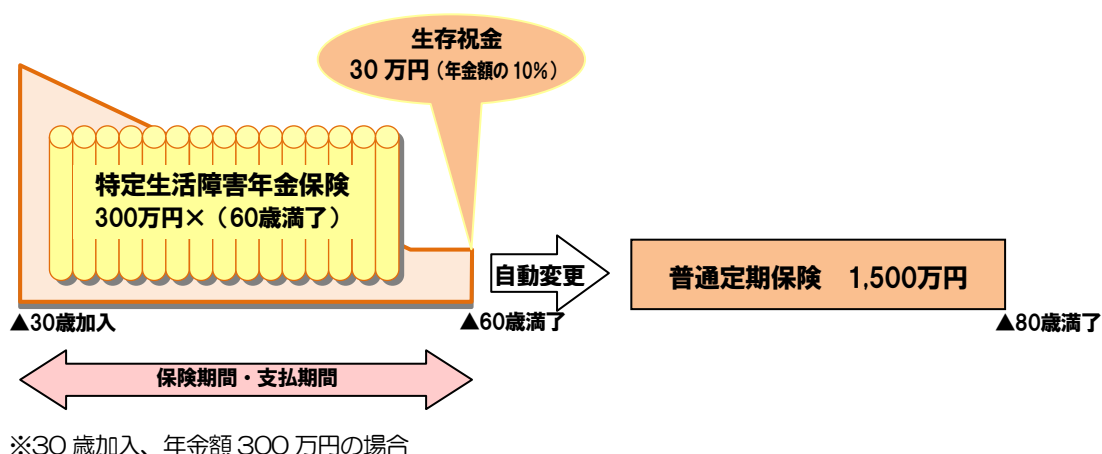
	50 歳満了		55 歳満了		60 歳満了		65 歳満了	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
30 歳	11,040	9,030	13,320	10,470	16,200	12,150	19,800	14,190
40 歳	10,560	8,670	12,900	9,900	16,350	11,700	20,850	14,040
50 歳	—	—	—	—	16,470	11,280	21,750	13,620

7. 保険期間満了時の取扱い

保険期間満了時には、「生存祝金」（第 1 回年金額×10%）をお支払いするとともに、「普通定期保険」に自動変更します。（保険金額は「第 1 回年金額の 5 倍に相当する金額」、保険期間は「80 歳満了」となります。）

※変更後の「普通定期保険」の保険料は、変更時の年齢・保険料率により再計算します。

※お客様のお申出により、所定の範囲内で保険金額・保険期間を変更していただくこともできます。



※本商品の詳細については、商品パンフレット、「ご契約のしおり-定款・約款」をご覧ください。

以 上